

〔研究ノート〕

教員による教室での言論の自由に関するアメリカの判例 —連邦下級裁判所および州裁判所、2000年～2017年—

檜 崎 洋一郎

はじめに

本研究の目的は、小・中学校および高等学校の教員の言論が、「政治的中立性」あるいは「中立・公正」といった一般的・抽象的な概念に基づいて教育行政機関によって安易に制約されないような、法原則あるいは司法審査基準を模索することである。

本稿では、アメリカ合衆国における教員による教室での言論¹に関する連邦下級裁判所および州裁判所の判例²を紹介する。その際、それぞれの裁判例について、①事実の概要、②訴訟の経過、③判決の要旨に分けて整理し、特に①では、問題となっている言論の内容、形態、当該言論が生じた文脈をできるだけ明確にする。

それをもとに、公務員の言論の自由および規制に関する連邦最高裁判例に基づき審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析し、日常的な教育活動の中で、公立学校の教員は、言論の自由を憲法に基づいてどれくらい保障されるのか、あるいは、教育行政機関は、教員の言論への規制をどれくらい許

¹ アメリカでは、教員の自由は、合衆国憲法修正1条に基づいて保障されていると考えられている。修正1条は、「連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集会をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない」と定める。田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）231-232頁。

² 本稿で紹介する裁判例は、Nelda Cambron-McCabe, Martha McCatthy, and Stephen Thomas, *Legal Rights of Teachers and Students*, 2nd ed. (Pearson Education, Inc., 2009), 237-239に掲載のもの、および、それら裁判例を引用するものの中から筆者が選択している。

容されているのかを明らかにするための資料を得ることができよう。

1. 宗教上の見解・立場に関わる教室での言論

(1) *Downs v. L.A. Unified Sch. Dist.* (9th Cir. 2000)³

—ゲイ・レズビアン意識啓発月間に反対する文書の掲示—

① 事実の概要

学校区は、毎年6月を「ゲイ・レズビアン意識啓発月間」(“Gay and Lesbian Awareness Month”)に指定していた。教員であるダウンス(Robert Downs)(以下、原告)が勤務する公立のハイ・スクールの事務職員らは、意識啓発月間を周知するための単独の掲示板を設置していた。原告は、意識啓発月間の周知に反対して、学校内に“Testing Tolerance”および“Redefining Family”と名付けられた掲示板を設置し、独立宣言の一部、新聞記事、様々な学校区の覚書および同性愛を批判する文書などの資料を貼り出していた。学校区および学校長は、これらの掲示物を取り外すように原告に指示した。原告は、学校区が、当該掲示物を取り外した、あるいは、取り外すように指示したことにより、彼の言論の自由に対する修正1条の権利を侵害していたと主張して、学校区を相手取り、合衆国法典42編1983条⁴、合衆国憲法およびカリフォルニア州憲法に基づいて訴訟を起こした。被告学校区は、原告の訴えについて略式判決(summary judgment)⁵を請求した。

³ *Downs v. L.A. Unified Sch. Dist.*, 228 F.3d 1003, *cert. denied*, 2001 U.S. LEXIS 3238.

⁴ 南北戦争後もはびこる黒人に対する迫害への対応策として、南北戦争後に採択された合衆国憲法修正14条に基づき制定された1871年の市民権法に置かれた規定である。この法律はクー・クラックス・クラン法ともいわれている。州、準州、またはコロンビア特別区の制定法、条例、規則または慣習の名目のもとに連邦憲法および連邦法が保障した権利、特権若しくは免除をはく奪された者は、連邦裁判所に損害賠償または差止請求などの救済を求めることができる旨規定している。英米刑事法研究会「英米刑事法研究(13)アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻2号(2009年)318頁(田中利彦執筆)を参照。

⁵ 「重要な事実について genuine issue (真正な争点)がなく、法律問題だけで判決できる場合に、申立てによりなされる判決」。田中英夫・前掲注1 181頁。

②訴訟の経過

カリフォルニア中地区連邦地方裁判所は、ダウنزの訴えについて、当該文書が寛容を促進する教育委員会の方針に反している場合、同性愛を批判する文書を取り外すことにより、学校区が教員の言論の自由を侵害してはいないと認定して、被告による略式判決の請求を認めた⁶。原告は、連邦地裁の判決を不服として控訴した。

③判決の要旨

第9巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を支持した。[1]当該掲示板は、寛容を促進するための教育委員会の方針を体現したものであった。[2]当該掲示板は、「自由な言論の領域」ではなく、学校区からのメッセージを伝えるための手段であった。[3]学校区は、中立的な見解の強制がなければ、学校区からのメッセージを公式に決めることができる。[4]以上より、学校区は、原告の言論の自由を侵害してはいなかった。

(2) Lee v. York County Sch.Div. (4th Cir. 2007)⁷

一政治家や高校生のキリスト教とのかかわりを表示する掲示物一

①事実の概要

公立のハイ・スクールのスペイン語教員であるリー (William Lee) (以下、原告)は、自分の教室内⁸の掲示板に宗教的な性格をもつ資料を貼り出していた。当該掲示物の過度の宗教的性格について一般市民から苦情を受けて後、学校長は、ジョージ・ワシントンが礼拝をしているポスター、大統領候補者間の宗派の相異を概観する記事、元高等学校生徒の布教活動を詳しく説明している記事を含む掲示物5点を取り外した。これらの掲示物が生徒にとって精神を高揚させ有益なものになるだろうと考えていた原告は、それぞれの掲示物には政治的

⁶ See *id.* at 1005.

⁷ Lee v. York County Sch.Div., 484 F.3d 687, *cert. denied*, 128 S.Ct. 387 (2007).

⁸ アメリカの公立学校では、日本のように生徒のいる学級教室へ教員が赴くのではなく、教員がそれぞれ自分の教室を割り当てられ、生徒がそこへ移動するという方式をとっているところが多いと推測される。

な問題と社会的利益の問題の両方が含まれていたもので、取り外された掲示物が公的事項に関連した言論に該当していると主張した。原告は、教育委員会とその委員らが、教室の掲示板に彼が貼り出した資料を取り外したことにより、原告の修正1条に基づく言論の自由を侵害していたと主張して、教育委員会およびその委員らを相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。

② 訴訟の経過

ヴァージニア東地区連邦地方裁判所は、リーの掲示物が教科指導 (curricular) としての性質をもち、それゆえ公的関心事項には該当してはいなかったと結論づけて彼の訴えを退けて、被告らに有利な略式判決を下した⁹。原告は、連邦地裁の判決を不服として控訴した。

③ 判決の要旨

控訴審において、第4巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を支持した。[1] 取り外された掲示物は教科指導としての性質をもっていたので、これら掲示物は公的事項に関連した言論に該当してはいなかった。[2] 取り外された掲示物が教科指導としての性質をもっていたのは、学校の許可を得ている学校から支援を受けた言論 (school-sponsored speech) に該当しており、生徒へ特定の知識を伝えることを意図していたからである。[3] したがって、取り外された掲示物は、修正1条によって保護されておらず、そして、これら掲示物の原告による貼り出しについての紛争は、通常の雇用関係上のものであった。

(3) *Johnson v. Poway Unified Sch. Dist.* (9th Cir. 2011)¹⁰

— 宗教的・愛国的なフレーズを表示する横断幕 —

① 事実の概要

公立のハイ・スクールの数学教員であるジョンソン (Bradley Johnson) (以下、原告) は、自分の教室内に “IN GOD WE TRUST”、 “ONE NATION UNDER

⁹ 418 F.Supp.2d 816 (E.D.Va. 2006).

¹⁰ *Johnson v. Poway Unified Sch. Dist.*, 658 F.3d 954.

GOD”、“GOD BLESS AMERICA”、“GOD SHED HIS GRACE”と書かれた横断幕を吊り下げていた。また、“CREATOR”という語句の含まれる独立宣言の一節が書かれた横断幕もあった。これらの横断幕を見つけた学校長は、“GOD”や“CREATOR”の表示方法や独立宣言の引用方法、キリスト教徒ではない生徒が横断幕の言葉をどのように感じるのかについて原告を指導したが、彼は、この横断幕を25年間飾っている、愛国的な語句が含まれているなどと主張した。結局、教育委員会は横断幕の取り外しを原告に命じることを決定し、教育次長が彼に電話でその旨を伝えた。原告は、学校区の命令に従って横断幕を取り外したが、その直後、修正1条および14条¹¹、カリフォルニア州憲法に基づく彼の権利を学校区が侵害していたと主張して、学校区、複数の学校行政職員および教育委員を相手取り、訴訟を起こした。

② 訴訟の経過

カリフォルニア南地区連邦地方裁判所は、ジョンソンの主張それぞれについて彼に有利な略式判決を下した。連邦地裁は、被告らが、教員の教室に教員の言論のために限られた範囲でのパブリック・フォーラム (limited public forum) を形成しており、原告の見解に基づいて彼の言論を制限していたのは許されないと結論づけた¹²。被告らは、連邦地裁の判決を不服として控訴した。

③ 判決の要旨

第9巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、被告らに有利な略式判決を下した。[1] 数学の授業中に生徒らへわが国の歴史における神の役割について原告自身の見解を提示するために、公務員の地位を利用しないように被告らが彼に命じた時、被告らは、彼の修正1条の権利を侵害してはいなかった。

¹¹ 修正14条1節は、「合衆国内で誕生しまたは合衆国に帰化し、合衆国の権限に服する者は、合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である。州は、合衆国の市民の特権または免除を制約する法律を制定または実施してはならない；州は、何人からも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない；また州は、その権限内にある者から法の平等な保護を奪ってはならない」と定める。田中英夫・前掲注1 234-237頁。

¹² 2010 U.S. Dist. LEXIS 25301 (S.D.Cal. 2010)

[2] 原判決を破棄して、学校区は、修正 14 条によって適用される憲法の信教の自由条項および平等保護条項に基づく原告の権利を侵害してはいなかった。[3] 原告の教室に横断幕を掲示しないように被告らが命じた時、彼の憲法に基づく言論の自由を被告らが侵害していたという連邦地裁の判断には、誤りがあった。[4] 公務員の言論に対する政府の規制の合憲性を審査するために、連邦最高裁により形成された Pickering 判決に基づく審査よりもむしろ純粋なフォーラム (pure forum) に基づく審査を適用したことについて、連邦地裁には誤りがあった。[5] 被告らの行為は、Pickering 判決に基づく 5 段階の審査基準に抵触していた。[6] 原告の言論が憲法上保護されていたと結論づけるための根拠はない。[7] 結果として、連邦地裁は損害賠償の認容および暫定的救済 (injunctive relief) および宣言的救済 (declaratory relief) の認容を避けるようにとの指示を付して、本件を破棄、差戻しにした。

(4) Silver v. Cheektowage Central Sch. Dist. (W.D.N.Y. 2014)¹³

— 聖書の一節やキリスト教信仰に関する発言を表示した掲示物 —

① 事実の概要

公立のハイ・スクールの理科教員であるシルヴァ (Joelle Silver) (以下、原告) は、自然の風景の写真に讚美歌の歌詞の一部が添えられたポスター、合衆国国旗と書物の写真に聖書の一節が添えられたポスター、ロナルド・レーガン元大統領によるキリスト教信仰にかかる発言の引用などを彼の教室に貼り出していた。また、原告は、聖書研究クラブの顧問を務めていたので、'prayer request box' という箱を彼の教室に置いていた。原告によるこれらの行動について高校生から苦情を受けた人権団体の代理人は教育長に報告し、教育長は学校長に彼の行動について調査と是正を求めた。学校長は、キリスト教信仰を遵守する生徒のためのひいきをほのめかしていると解釈されうるそれらの掲示物により、学校区の方針¹⁴ および施行規則¹⁵ に違反して、生徒へ宗教的な見解が

¹³ Silver v. Cheektowage Central Sch. Dist., 2014 U.S. Dist. LEXIS 193880.

¹⁴ 本件に主に関連する学校区の方針 (School Board Policy) は、Policy 2005 8271 (許容されるコンピュータ、テクノロジーおよびインターネットアクセスの使用につい

伝わるかもしれないというおそれから、原告の教室に貼り出されているいくつかの掲示物を取り外すように原告に要求した。原告は、学校区、教育委員会、教育委員長および教育長が、言論の自由に対する修正1条の権利、修正1条の政教分離条項および修正14条の平等保護条項を侵害・違反して、彼女の信仰を理由とする雇用関係上の差別があったと主張して、市民権訴訟（civil rights action）を起こした。

②判決の要旨

ニューヨーク西地区連邦地方裁判所は、次のように判断した。[1] 公務員による言論は、公立学校の教員も含めて、Pickering-Connick 両判決の基準によって解決される。[2] 本件では、たとえ問題となっている言論が「個人的でありかつ教科指導としての性質をもたないもの」であり、それによって「公的関心事項について」の憲法上保護されている言論の範囲外に当該言論を置くとしても、当該言論によって訴訟のような害悪が引き起こされるかもしれないので、公務員を通して遂行する公的サービスの効率性を促進する学校区の利益は、原告の利益よりも重要である。[3] それゆえ、原告は、言論の自由に対する修正1条の権利の侵害を主張することができなかった。

2. 人種・民族の差別または対立に関わる教室での言論

(1) *Loeffelman v. Bd. of Educ. (Mo. Ct. App. 2004)*¹⁶

— 両親の人種が異なる親子関係に反対する発言 —

① 事実の概要

公立のエレメンタリ・スクールの英語教員であるローフェルマン（Jendra Loeffelman）（以下、原告）は、雇用関係を始めて6年後、学校区と無期限契

て)、Policy 1999 8331（論争的になりやすい争点について）、Policy 1999 8332（宗教的信仰と対立する教科指導課程の領域について）。See *id.* at 10.

¹⁵ 本件に主に関連する学校区方針の施行規則（Administrative Regulation）は、Regulation 2000 7410R.1（課外活動の指針について）、Regulation 2000 7410R.2（生徒団体：限定的に開放されたフォーラムについて）。See *id.*

¹⁶ *Loeffelman v. Bd. of Educ.*, 134 S.W. 3d. 637.

約を結んでいた。第8学年の英語の授業の中で、原告は、アフリカ系アメリカ人 (African-American) の生徒から一連の質問を受けていた。質問の一つは、両親の人種が異なる親子関係という争点を中心においていた。人種の相互に異なる夫婦はじっとして動かなければ子どもをもうけることができない、および、両親の人種が異なる子どもは人種的に見分けがつかないと原告が言ったのを、数名の生徒が聞いたと、彼らは証言した。原告は、その時教室に少なくとも両親の人種が異なる生徒が一人いるのに気づいていた。教育委員会は、原告による当該発言に関して認定と判断に入り、彼女との雇用関係を終了する決定が行われた。原告は、彼女が学校区の方針¹⁷に故意に違反してはいなかったこと、および、両親の人種が異なる親子関係やそのような子どもに関する彼女の授業中の発言が修正1条によって保護されており、それゆえ彼女の雇用関係が終了されるべきではないことを主張して、教育委員会を相手取り、訴訟を起こした。

②訴訟の経過

ミズーリ州ジェファソン郡巡回裁判所は、終身的地位にある教員としての原告の無期限契約を終了する教育委員会の決定を支持する判決を下した¹⁸。原告は、州巡回裁の判決を不服として控訴した。控訴審において、記録には、原告が教育委員会の方針に故意に違反していたことを示す重大かつ十分な根拠が含まれていなかったため、彼女は、無期限契約の終了について教育委員会には過誤があったと主張した。

③判決の要旨

ミズーリ州東地区控訴裁判所は、次のように判断して、州巡回裁の判決を支持した。[1]原告は、人種を理由とする生徒へのハラスメントを禁止している

¹⁷ 本件に関連する学校区の方針 (Board Policy) のうち、Board Policy 2130 は、次のように定める (抜粋)。「いかなる生徒、教員、行政職員その他学校区の学校行政職員も、性的性質の行動を通して、あるいは、本方針に定義のあるような人種、肌の色、民族出自、障がい、性的指向または認識されている性的指向に関して、生徒に対していやがらせをする、あるいは、故意に差別をすることは、学校区方針違反となる」。See *id.* at 642.

¹⁸ See *id.* at 643.

教育委員会の方針を知っていた。[2]原告は、教育委員会の方針に故意に違反していた。[3]このように、雇用関係の記録は、教育委員会の認定を裏づけていた。[4]当該発言は個人的な意見であったので、雇用関係の終了は、修正1条に基づく保障を侵害してはいなかった。

(2) Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ. (2nd Cir. 2017)¹⁹

—「セントラル・パーク・ファイブ」という教材の取り扱い—

① 事実の概要

公立学校の英語教員であるリー・ウォーカー (Jeena Lee-Walker) (以下、原告) は、「セントラル・パーク・ファイブ」(“Central Park Five”)といわれる事件を教材としてミランダ警告について第9学年の生徒らへ授業を行っていた。当該教材の取り扱いにつき、原告は、学校長・副校長からアフリカ系の生徒を不必要に刺激しないためにも「バランスのとれた方法」で取り扱うように助言・指導を受けたが、彼女は反論していた。このような助言・指導と反論が繰り返されて後、原告は、教育委員会の管理主事から業務能力について「平均以下」(‘developing’)という評価を受け続け、結果的に罷免された。原告は、否定的な評価と結果的な原告の罷免が、彼女の修正1条の諸権利を侵害する報復に該当すると主張して、教育委員会、教育長、学校長、副校長2名を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。被告らは、訴えの利益がないことを理由に、連邦民事手続規則12(b)(6)²⁰に基づいて訴えの棄却を請求した。

② 訴訟の経過

ニューヨーク南地区連邦地方裁判所は、原告による教材の取り扱いは、彼女の職務上の責任に従った公務員の言論であり、修正1条の保護を認められてお

¹⁹ Lee-Walker v. N. Y. C. Dep't of Educ., 2017 U.S. App. LEXIS 20428.

²⁰ 抗弁を表明する方法について、「誰かが要求される場合には、何らかの訴答における救済の訴えに対するすべての抗弁を、応答する訴答において主張せねばならない。ただし、当事者は、請求によって次の抗弁を主張することができる。(6) 救済が認められうる訴えの利益を申し立てていないこと」。Fed. R. Civ. P. 12(b)(6).

らず、その代わりに個々の被告は、限定的免責 (qualified immunity)²¹ を認められていたと判断した²²。

③判決の要旨

第2巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断した。[1] 分別のある人 (reasonable person) ならきっと知っている、明らかに確立している憲法および制定法上の諸権利を、被告らの行為は侵害してはいなかったため、個々の被告らは、限定的免責を認められていた。[2] Garcetti 判決、Hazelwood 判決ともに、本件を解決する明らかな基準とはならない。[3] Garcetti 判決が教室での学習指導へ適用されるかどうかは、第2巡回区において未解決の問題である。[4] ニューヨーク市教育省がその実践、慣習および方針に従って行為をなしたという原告の主張は、教育委員会に対する妥当と思われる訴えの利益を述べるほど重要ではなかった。[5] 連邦地裁による原告申立書の修正許可の拒否において、裁量の濫用はなかった。

(3) *Melynk v. Teanack Bd. of Educ. (D.N.J. 2016)*²³

—顔を黒く塗る扮装行事の写真—

①事実の概要

公立のハイ・スクールの教員であるメリンク (Regina Melynk) (以下、原告) は、創作 (Creative Writing) の授業で、スワルト・ピーター (Zwarte Piet)²⁴

²¹ 「Defamation (名誉毀損) の不法行為訴訟において、被告は、彼の名誉棄損的な言説がたとえ真実に反するものであったとしても、公益または私益の合理的擁護のため認められるような一定の場合には、免責される。このように絶対的 (absolute) なものではなく、制限的 (qualified) ・条件附 (conditional) で認められる免責特権や秘匿特権のこと」 田中英夫・前掲注1 151頁。

²² 220 F.Supp.3d 484 (S.D.N.Y. 2016).

²³ *Melynk v. Teanack Bd. of Educ.*, 2016 U.S. Dist. LEXIS 161524.

²⁴ サンタクロースに随行する人物。スワルト (zwart, swart) とは、「色の黒い」の意。クリスマスの伝統は、オランダ系ブーア人が南アフリカを植民地支配していた時代から続いているが、支配終了から現在までのオランダおよびオランダ人コミュニティでは、ヨーロッパ系の人々が顔を黒く塗ってアフリカ系の人物に扮装している。See *id.* at 2.

というアフリカ系の人物に扮装するオランダのクリスマスの伝統に関する随筆についての討論を指導していた。その際、原告が携帯電話に保存してあった顔を黒く塗って扮装した彼女の親戚たちの写真を生徒らに見せていたところ、一人のアフリカ系アメリカ人の生徒は、その写真が人種差別的であり不快だと感じていたと答えた。教育委員会は、当該写真を見せた原告の行動が、ハラズメント・脅迫・いじめに関する方針（HIB Policy）²⁵に違反していると認定した。原告は、当該認定に異議を申し立てた。仲裁委員は原告に有利な決定を下し、ニュージャージー州の上級裁判所もこの決定を追認した。原告は、過度に広汎な HIB Policy に従って彼女を懲戒することにより、被告らが修正 1 条および 14 条の諸権利を侵害していたと主張して、教育委員会、学校長、教育長およびいじめ対策専門家を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起した。

②判決の要旨

ニュージャージー連邦地方裁判所は、次のように判断した。[1] スワルト・ピーターの写真には公的・社会的な争点が含まれていたが、原告が生徒らに見せた文脈からすると、公的関心事項ではないことを示している。[2] 原告による写真の提示は、一公立学校教員としての、教科指導としての性質をもつ表現であった。授業時間中の公立学校の教室は、パブリック・フォーラムとは一般的にみなされてはおらず、原告の授業も一般市民に参観を呼びかけてはいなかったため、学校は、限られた範囲でのパブリック・フォーラム（limited public forum）を形成してはいなかった。[3] 高等教育よりも初等中等教育を大きく統

²⁵ 本件の学校区の反ハラズメント方針（Anti-Harassment Policy）#5512 は、ハラズメント、脅迫およびいじめを次のように定義する。「1. 例えば、人種、肌の色、宗教、先祖、民族出自、性役割、性的指向、性同一性および表現、並びに、精神的、身体的、感覚的な障がい、その他顕著な特徴など、行動または特徴によって動機づけられたと合理的に考えられるもの」。[2. …学校の建物・敷地内で発生したもの]。[3. 規律ある学校運営を実質的に混乱させ、他の生徒の権利を侵害したもの、または以下のものが含まれる。…c. 生徒の教育を妨害することにより、あるいは、身体的または精神的な生徒への害悪をいくつかまたは幅広く引き起こす敵意のある教育環境をつくりだすもの]。See *id.* at 4-5.

制する権限を州はもっているのです。高等学校の事例に学問の自由を考慮するのは、適切ではない。[4]したがって、原告による当該表現は、修正1条に基づいて保障される言論には該当してはいなかった。

(4) *Brown v. Chicago Bd. of Educ.* (7th Cir. 2016)²⁶

—アフリカ系の別称の使用—

① 事実の概要

シカゴ教育委員会は、たとえ目的が何であっても、生徒の面前で人種の別名を使用するのを教員らに禁止している明文の方針²⁷をもっている。公立のランゲージ・アカデミーの教員であるブラウン (Lincoln Brown) (以下、原告) は、第6学年の文法 (grammar) の授業の中で、メモを回している生徒らを見とがめた。そのメモには、ラップ音楽の歌詞が書かれており、その中に ‘nigger’ という不快な単語が含まれていた。原告教員は、「いじめという状況」をくいとめるための一つの機会として、‘nigger’ という道徳的に不快な単語に関して生徒らと議論したが、その単語が害を与え使ってはならないのはなぜかという議論を十分に実施していなかった。学校長は、その授業をたまたま観察していた。原告はまもなく、5日間の停職処分を受けた。原告教員は、彼の懲戒処分が修正1条の諸権利を侵害していたこと、および、学校の方針が漠然としているので彼の懲戒処分が修正14条の実体的デュープロセスの要素を侵害していたことを主張して、教育委員会および学校行政職員数名を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。

²⁶ *Brown v. Chicago Bd. of Educ.*, 824 F.3d 713.

²⁷ 本件に関連する学校区の職員の懲戒およびデュープロセスの方針 (Board’s Employee Discipline and Due Process Policy) は、次の事項を禁止している。生徒に対してまたは生徒の面前において口頭で侮辱的な言葉を使用すること (Section 3-3)。教室、学校での秩序ある教育上の過程を妨げる行動に帰結する、および、学校外または在席の職場の外で生じるかもしれない、学校規則、教育委員会の規則、方針または手続きに違反すること (Section 3-17)。人種、文化、民族または宗教上の別称、または、脅しの言葉を使用すること (Section 4-2)。原告は、3-3 および 3-17 に基づいて停職処分を受けた。See 84 F.Supp.3d at 788-789.

② 訴訟の経過

イリノイ北地区連邦地方裁判所は、原告教員による修正 1 条および 14 条の両方の主張について、教育委員会に有利な略式判決を下した²⁸。

③ 判決の要旨

第 7 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を支持した。[1] 原告教員は、教員として発言しており、一市民としてまたは公的関心事項について発言していなかったため、彼の修正 1 条に基づく訴えは、棄却された。[2] 原告は、第 6 学年の学級に対して通常の文法の授業の中で、人種の別名についてにわか作りの討論を指導していた。[3] 原告の発言は、彼の職務上の責任に基づくものであった。[4] 修正 14 条のデュープロセスに基づく主張については、就業規則、デュープロセス指針 4.2 およびデュープロセス指針における人種の別名という語句は、原告の使用した言葉が禁止されていたことの公正な告知を与えるのに漠然としすぎてはいなかった。

3. 政府・行政機関の政策または行為に関する教室での言論

(1) *Newton v. Slye* (W.D.Va. 2000)²⁹

— 発売禁止書籍リストの掲示 —

① 事実の概要

原告であるアメリカ図書館協会 (American Library Association) などの団体は、発売禁止書籍週間 (Banned Books Week) を記念して、毎年、販売禁止または異議を受けた書籍を列挙したパンフレットを発行していた。公立のハイ・スクールの英語担当教員であるニュートン (Jeffrey Newton) (以下、原告) は、このパンフレット数枚を教室のドアに掲示していた。一覧にある書籍名の一つが受け容れられないという判断に基づき、学校長は、原告に彼の教室のドアから当該パンフレットを取り外すように指示していた。学校長はその後、原告が

²⁸ 84 F.Supp.3d 784 (N.D.Ill. 2015).

²⁹ *Newton v. Slye*, 116 F.Supp.2d 677.

より管理しやすい方法で生徒らへパンフレットを紹介することができる別の方法を勧めていた。原告である教員、アメリカ図書館協会など複数の団体および生徒らは、学校長が、ニュートンの教室のドアから当該パンフレットを取り外すように指示したことにより、原告らの修正1条に基づく権利を侵害していたと主張して、原告の教室のドアにパンフレットを掲示するのを彼に許可することを、学校長、教育長および教育委員会に要求する予備的差止命令 (preliminary injunction)³⁰ および本案的差止命令 (permanent injunction)³¹ を請求した。

② 判決の要旨

ヴァージニア西地区連邦地方裁判所は、次のように判断した。[1] 当該パンフレットは学校の教室で利用可能なままだったので、もし予備的差止命令が認められなかったとしても、原告らは回復不能な害悪を被っていなかった。[2] しかし、差止命令を認めれば、学校の日常的な業務を実施するための被告らの権限を大いに損なっていた。[3] おそらく教室のドアにパンフレットを掲示することは被告らが正当に管理していた広義の教科指導課程 (curriculum) に含まれていたため、原告らの訴えの利益について彼らは認められる見込みがあったと判断することができなかった。

(2) *Cockrel v. Shelby County Sch. Dist.* (6th Cir. 2001)³²

— 産業用大麻の有益性をテーマに講演する外部講師の招聘 —

① 事実の概要

公立のエレメンタリ・スクールの終身的地位のある教員 (tenured teacher) であったコックレル (Donna Cockrel) (以下、原告) は、第5学年の授業で

³⁰ 「本案の審理を行って最終的な判決が出るまで、現状維持のため、仮の処分として行為の差止を命じる裁判所の命令。仮差止めが認められないと、irreparable injury (回復不能の損害) を被るおそれがあるときに、裁判所の裁量により命令が出される。」田中英夫・前掲注1 140頁。

³¹ 「本案についての完全な事実審理に基づき、それによって訴訟の最終的解決を意図して下される injunction (差止命令)、すなわち差止訴訟の終局判決」。田中英夫・同前 136頁。

³² *Cockrel v. Shelby County Sch. Dist.*, 270 F.3d 1036, cert. denied, 2002 U.S. LEXIS 5489.

産業用大麻の環境上の様々な有益性について講演をしてもらうため、テレビ・映画の俳優（Woody Harrelson）を彼女の授業へ招聘した。当該講演とマスメディアによる取材・報道の後、学校区の多くの親や教員たちから当該講演に関する苦情の手紙が学校区の委員・職員らへ書き送られてきたのを受けて、教育長は、原告の行動について調査をしていた。原告は再び前述のテーマを同じ人物で講演をってもらうことを決めたため、PTAは彼女を非難する勧告書を採用し、学校長も彼女の業務能力を低く評価した。学校区は、反抗的であること、教員にあるまじき行動をとったこと、業務効率が悪いこと、能力が低いこと、業務を放棄したことという理由で、原告を罷免した。原告は、外部講師を招聘したことを理由に彼女が罷免されたと主張して、修正1条に基づき、彼女への報復について、学校区、教育長および学校長を相手取り、合衆国法典42編1983条に従って訴訟を起こした。

② 訴訟の経過

ケンタッキー東地区連邦地方裁判所は、原告の訴えに関して、被告らによる略式判決の請求を認めた³³。原告は、連邦地裁の判決を不服として控訴した。

③ 判決の要旨

第6巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を破棄・差戻しにした。[1] 産業用大麻の環境上の有益性に関する情報を提示する際、原告は公務員として彼女の役割において発言しているけれども、彼女の発言の内容には、単なる個人的な利益の問題とは全く異なって、この共同体の政治的および社会的な関心ととても確かに関係のある問題が含まれていた。[2] 学校の効率的な運営と調和のとれた職場という被告らの諸利益が、産業用大麻の有益性というケンタッキー州の重大な政治的および経済的な問題について講演をしてもらうという原告の諸利益よりも重要ではなかった。[3] 重要な事実にかかる真の問題は、もし憲法上保護されている活動に携わっていなければ原告がきっと罷免されてはいなかったと、合理的な陪審 (reasonable jury) が判断する

³³ 81 F.Supp.2d 771 (E.D.Ky. 2000).

ことができたところから生じていた。

(3) *Montle v. Westwood Hights Sch. Dist.* (E.D.Mich. 2006)³⁴

—労働組合メッセージTシャツの着用³⁵—

① 事実の概要

公立のハイ・スクールの試用期間中の教員 (probationary teacher) であったモントル (Steve Montle) (以下、原告) は、2004 年秋の毎週金曜、ライトグリーン色の T シャツを着用していた。当該 T シャツは、腹面に労働組合のイニシャル “WHEA”、背面に “Working Without a Contract” と表示されていた。他の教員らも同様に T シャツを着ていたが、原告は、T シャツの着用を拒否する教員に直面していたという証言がある。原告は、労働組合と学区が教員の労働条件について今も交渉中であり、教員らはいかなる労働協約もなしに勤務していることを親や生徒に知ってもらうために T シャツを着用していたと証言した。原告の雇用契約は、4 年間の試用期間の後に更新されなかった。原告は、人種および年齢に基づく差別の訴えを申し立て、また、学区、教育長および学校長の行為が修正 1 条によって保護されている表現行為を理由とする報復であったと主張した。

³⁴ *Montle v. Westwood Hights Sch. Dist.*, 437 F.Supp.2d 652.

³⁵ 教員がメッセージ T シャツを着用した日本の事例として、福岡地裁小倉支部平成 12 年 7 月 13 日判決 (判例地方自治 211 号 54 頁) がある。養護学校の女性教員は、研究発表会で、腹面に「戦争を永久に放棄する 日本国憲法第 9 条」、背面に「せんそうはいやだニャー」と表示したポロシャツを着用して登壇しようとした。これに対して学校長は、会場から連れ出そうとしたり上着を羽織ってポロシャツの表示が見えないように指示したりしたが、この教員が応じようとしなかったため、男性教員 2 名に指示して腕や肩を引いて登壇を制止したうえで、後日、職務命令違反を理由に懲戒処分を下した。福岡地方裁判所小倉支部は、この女性教員の行動が、政治的行為の禁止を定める地方公務員法 36 条および人事院規則 147 には抵触していないが、教育公務員の政治的中立性に疑義の生じることが懸念されるので、学校長の職務命令には合理性があったと判示した。しかし、男性教員 2 名が女性教員に控傷を負わせてまで制止せねばならないほど重大な損害の生じるおそれがあるとは認めがたい判断して、裁判所は、学校設置者に 55 万円の損害賠償を命じた。坂田仰「教員の政治的主張の限界」内外教育 2015 年 (平成 27 年) 7 月 24 日 19 頁を参照。控訴審において福岡高等裁判所は、原判決を支持した。福岡高判平成 13 年 12 月 13 日、判例地方自治 237 号 87 頁。

②判決の要旨

陪審は、差別の訴えについて被告らに有利な評決を下した。報復の訴えに関係して裁判所によって提起された特別の質問への回答において、陪審は、当該 T シャツを着用した原告の行動が、職場での不和を引き起こした、あるいは、引き起こしていたと認定した。ミシガン東地区連邦地方裁判所は、次のように判断して、原告申立てのすべての点について、被告らに有利な判決を下した。

[1] 被告らは当該表現が職場での不和を引き起こしたことを立証する責任を果たしたので、原告の T シャツ着用は、修正 1 条によって保護されていなかった。

[2] 労使交渉の状況というものは公的関心事項であったけれども、専門職としての行動と組織の中での良好な関係を確保するという被告らの利益は、原告による勤務中の言論の自由よりも重要であった。

(4) *Calef v. Budden (D.S.C. 2005)*³⁶

一反戦バッジの着用と軍事介入の批判―

①事実の概要

公立のミドル・スクールの代理教員 (substitute teacher) であったカレフ (Maria Calef) (以下、原告) は、“War is Not the Answer” というスローガンの入ったバッジを学級の中で着用し、アメリカ大統領を「愚かな奴」 (“stupid”) あるいは「馬鹿な奴」 (“idiot”) と呼び、そしてイラクやパナマでのアメリカの軍事介入について批判的な発言をしていた。陸軍大佐である一人の保護者が苦情を申し立てた後、学校区は、学校長からの報告を受けて調査を行い、原告を停職 1 か月と当該中学校での代理教員勤務の禁止を決定した。その後、学校区内の学校から多くの代理教員の依頼を受けていたが、原告は、それらをすべて断っていた。原告は、学校区および学校行政職員が修正 1 条の表現の自由の行使を理由に報復して中学校で代理教員を務めるための機会を彼女に与えなかったと主張して、学校区および複数の教育行政職員を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。学校区は、略式判決を請求

³⁶ *Calef v. Budden*, 361 F.Supp.2d 493.

した。

②判決の要旨

サウスカロライナ連邦地方裁判所は、次のように判断して、学区による略式判決の請求を認めた。[1] 原告の発言は、もし問題視されていなければ、彼女の上司による規律を損ない、彼女の同僚の間で不和をもたらしていたかもしれない。[2] 原告の表現行為は、生徒らとの関係に決定的な影響をもっていたので、学校行政職員らが彼女による生徒らへの政治的信条の押し付けを規制するのは、妥当であった。[3] 原告は、自らの見解を感受性の強い囚われの聴衆へ押し付けるために臨時教員としての役割を不適切に使用していた。[4] 学校行政職員は、中学校の代理教員職に原告を将来にわたって就かせないことを保証するために、生徒を教員の政治的な見解および信条から保護することについて重要なやむにやまれぬ利益を有していた。

(5) *Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp.* (7th Cir. 2007)³⁷

—デモ行進へ賛意を表明した体験談—

①事実の概要

公立のエレメンタリ・スクールの試用期間中の教員であったメイヤー (Deborah Mayer) (以下、原告) は、最近の出来事について彼女の生徒らに教えるため、認可を受けた教科指導課程の一部として毎週金曜に “Time for Kids” というニュースレターを使っていた。ワシントン D.C. での平和行進を取り扱う 2002 年 12 月 13 日の記事を使っていた時、一人の生徒は原告に、平和行進の中で歩いたことが今までにあったかどうかと尋ねた。原告は、政府によるイラクでの軍事介入に反対するデモ行進の傍らを自家用車で通りかかった際に「クラクションを鳴らして」 (“Honk for Peace”) と表示したプラカードを見て、デモ行進参加者への賛意を示すためにクラクションを鳴らしたというエピソードを生徒らに話した。数名の親が苦情を申し立てたので、学校長は、

³⁷ *Mayer v. Monroe County Cmty. Sch. Corp.*, 474 F.3d 477, *cert. denied*, 128 S.Ct. 160 (2007).

いかなる政治上の争点においてもいずれかに与することのないように、すべての教員へ指示した。学校区は、原告の雇用契約を2年目に向けて更新しなかった。原告は、彼女が時事問題の活動の中で政治的な立場をとったことを理由に、学校組織が彼女を罷免し、それゆえ修正1条に違反していたと主張して、学校区、教育長、学校長などを相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。

②訴訟の経過

インディアナ南地区連邦地方裁判所は、被告らに有利な略式判決を下した。連邦地裁は、イラクでの軍事介入が公的関心事項であったことから、原告は当該テーマについて自らの見解を述べる権利をもっていたが、表現活動が使用者の業務を不当に混乱させてはならないという要求により、職場ではこの権利は制約されていたと認定し、使用者の利益は優越していると結論づけた³⁸。原告は、連邦地裁の判決を不服として控訴した。控訴審において、原告は、Pickering判決の比較衡量基準に照らせば彼女に有利であったと主張した。被告らは、問題となっていた発言があった時に遂行されなかった役割と比較衡量した利益が、公務員の職務上の責任の一部であったと主張した。原告は、授業時間に実施される時事問題の活動が彼女の職務上の責任の一部であったことを認めた。

③判決の要旨

第7巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を支持した。[1] 公立学校の教員は、権限の連鎖の中で校長その他の上役によって定められた取り組み方に従わねばならない。[2] 原告が雇われ、使用者が賃金を支払おうとしていたサービスを提供せねばならなかったという事実を越えるのは、生徒が囚われの聴衆(captive audiences)だという事実であった。[3] 合衆国憲法は、公選の公務員の指導に反対して囚われの聴衆へ個人の見解を表現する権利を原告に付与してはいなかった。

³⁸ 2006 U.S. Dist. LEXIS 26137 (S.D. Ind. 2006).

(6) *Evans-Marshall v. Bd. of Educ. of the Tipp City Exempted Vill. Sch. Dist.* (6th Cir. 2010)³⁹

—異議申立てを受けた書籍とゴータマ・シッダールタという教材—

① 事実の概要

公立のハイ・スクールの英語教員であったエヴァンズ・マーシャル (Shelley Evans-Marshall) (以下、原告) は、第9学年の授業で使用するテキストとして“*Fahrenheit 451*⁴⁰”という政府の検閲をテーマにした書籍を指定し、このテーマを理解させるために“*100 Most Frequently Challenged Books*”という一覧を配布した。原告は、当該一覧にある書籍が異議申立てを受けた理由を調べさせ、それらの書籍について教室での議論を指導するため、生徒らをいくつかのグループに分けて当該リストの中から一冊を取りあげるように求めたところ、2つのグループが“*Heather Has Two Mommies*⁴¹”という同性婚をテーマにした子供向けの書籍を選択した。原告は、次の単元のテキストとして“*Siddhartha*”を指定し、「精神性、仏教思想、伝奇物語的な人間関係、個人の成長、家族の人間関係」についての教室での議論の基礎として使用していた。教育委員会の会議において、原告による授業のテーマ設定およびテキスト指定には、多くの親の批判が集まっていた。第11学年および第12学年の創作の授業では、原告は、生徒らの作品をコピーして1部をファイルに保管していた。学校長は、印

³⁹ *Evans-Marshall v. Bd. of Educ. of the Tipp City Exempted Vill. Sch. Dist.*, 624 F.3d 332, *cert. denied*, 2011 U.S. LEXIS 4909.

⁴⁰ レイ・ブラッドベリ (Ray Bradbury) が1953年に著したSF小説。書物の所持や閲読が禁止された架空の社会における人間模様を描いている。題名の華氏451度 (摂氏233度) は、書物の材質である紙が発火する温度を意味している。ウィキペディア「華氏451度」ウェブページ (<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=華氏451度&oldid=64656560>) (2018年1月9日閲覧) を参照。

⁴¹ レスリー・ニューマン (Leslea Newman) が1989年に初版を著した子供向けの書籍。人工授精の後に出産した生物学上の母親 Jane と同性のパートナー Kate という二人のレズビアン女性によって養育されている子ども Heather の物語である。WIKIPEDIA “Heather Has Two Mommies” ウェブページ、(http://en.wikipedia.org/w/index.php?title=Heather_Has_Two_Mommies&oldid=805863924) (2018年1月9日閲覧) を参照。

刷室のスタッフから、レイプや殺人・冒涇という内容が含まれている生徒らの書いた作品のコピーを見せられたため、彼女の授業について疑問を抱き、業務能力を低く評価した。教育委員会は、原告の契約更新の拒否を全会一致で決定した。原告は、教員の修正1条の権利を侵害されたことを理由に、教育委員会、学校長および教育長を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。

② 訴訟の経過

オハイオ南地区連邦地方裁判所は、本件に *Garcetti* 判決を適用するのを拒否し、原告の教育方法および学習指導上の選択が、*Pickering* 判決の比較衡量基準に照らして有利であると判断した。しかし、原告の選択と、彼女との契約を更新しない教育委員会の決定とを結びつける十分な証拠を、彼女が提示していなかったと結論づけて、被告らに有利な略式判決を下した⁴²。原告は、連邦地裁の判決を不服として控訴した。

③ 判決の要旨

第6巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、連邦地裁の判決を支持した。[1] 表現の自由は、教員の職務上の責任に従ってなされたところの、エレメンタリ・スクールおよびセカンダリ・スクールにおける教員の教室での教科指導上の言論 (in-class curricular speech) にまで拡大してはいなかった。[2] 原告の学習指導に関する言論の内容は、公的関心事項に関係しており、学習指導上の選択を行う彼女の利益が、そうしたことを理由に彼女を規律するいかなる利益よりも重要であるかどうかについては、事実に関する論争が存在していた。[3] 原告はまた、彼女の教材選択が彼女の契約不更新を引き起こしたという重要な立証をなしていた。[4] しかし、原告は、公務員の職務上の責任において発言していたので、彼女は、修正1条の趣旨のために一市民として発言してはいなかった。[5] オハイオ州法⁴³に基づき、教育委員会は、教科指導課程につ

⁴² 2008 U.S. Dist. LEXIS 58202 (S.D. Ohio 2008).

⁴³ オハイオ州法は、学校の教科指導課程 (curriculum) について、「各シティの教育委員会は、その管理下にあるすべての学校のために教科指導課程を編成することになっ

いての責任を負っていた。[6]学問の自由の趣旨は、たとえ大学の外で適用されるとしても、教育委員会の管理から教員の学習指導および教育学上の選択を保護していなかった。

まとめ

本稿では、アメリカにおける教員による教室での言論に関する連邦および州の裁判例を紹介した。その際、それぞれの裁判例について、事実の概要、訴訟の経過、判決の要旨に分けて整理した。この作業を通して、公務員の言論の自由および規制に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析するための資料を得ることができたように思われる。

最後に、本稿で取り上げた各事案において問題となった言論の内容、形態、当該言論が生じた文脈、および、教育行政機関による措置・処分とその理由について、若干の整理をしておく。

〈宗教上の見解・立場〉に関わる言論の事案では、〈自己の信念から〉生じたものを、常時、教室や廊下に〈掲示していた〉という教員の言論について、政教分離原則やそれに基づく学校区の方針に違反するおそれを理由に、教育行政機関は教員に〈取り外しを指示する〉傾向がある。

〈人種・民族の差別または対立〉に関わる言論の事案では、〈授業の内容・教材の策定において〉あるいは〈生徒の質問に応じて〉生じたものを、授業中に〈説明した〉あるいは〈返答した〉という教員の言論について、ハラスメントや差別にかかる学校区の方針に違反することを理由に、教育行政機関は教員を〈罷免する〉あるいは〈停職処分にする〉ものがいくつかある。

〈政府・行政機関の政策または行為〉に関わる言論の事案では、教員の言論について、学校区の利益が教員の利益よりも重要であることを理由に、教育行政機関は教員を〈罷免する〉〈契約を更新しない〉あるいは〈停職処分にする〉ものが多い。

ている」と定める。O.R.C.Sec.3313.60(A). See Evans-Marshall, at 341.

本稿で取り上げた裁判例 14 件のうち、教員の主張が認められたのは、わずかに 1 件のみである。しかし、例えば、教材としてアフリカ系少年の冤罪事件を取りあげた教員を罷免した Lee-Walker 事件 (2nd Cir. 2017)、生徒指導の一環として人種蔑称の使用について議論を指導した教員を停職処分にした Brown 事件 (7th Cir. 2016)、生徒の質問に応じて反戦デモに賛意を示した経験を語った教員の契約更新を拒否した Mayer 事件 (7th Cir. 2007)、授業のテーマとして政府による検閲を選択してそれに関連する書籍を教材として指定した教員の契約更新を拒否した Evans-Marshall 判決 (6th Cir. 2010) については、そもそも教員に不利益処分を下すべきではなかったと考えられる。また、政治的・社会的な関心事項として教員が掲示した、大統領候補者の宗派の相異を概観する新聞記事を、学校長が取り外した Lee 事件 (4th Cir. 2007)、教材としてスワルト・ピーターというアフリカ系の人物に扮装するオランダ人の写真を生徒に見せた教員が、ハラスメント・脅迫・いじめに関する方針に違反したと認定された Melynk 事件 (D.N.J. 2016) は、教員の不注意や配慮不足はあるものの、教員への不利益処分がやや重いように感じられる。このように、言論の生じた文脈を慎重に考慮すれば、教育行政機関による規制の行き過ぎという結論に至る事案も少なくないように思われる。